株式会社志水製作所　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 2 月 28 までの 5 年間

２．内　　容

目標１：平成 33 年 2 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 5 日以上とする。

＜対策＞

・平成 28 年 3 月～　　年次有給休暇の取得状況について実態を把握
・平成 28 年 6 月～　　社内検討委員会での検討開始
・平成 28 年 10 月～　　計画的な取得に向けて、部署内での調整協議実施
・平成 29 年 4 月～　　有給休暇取得予定表の掲示や取得状況の取りまとめなどにより取得促進のための取組の開始

以上